



九条の会学習会「憲法九条の新たな危機に抗して」に参加して

3月3日、「九条の会・事務局」と「九条科学者の会」共催の標記の学習会が、明治大学・リバティホールで開催されました。会場は500名を超える参加者がかけつけ、通路をうめ会場の外での傍聴者もどほどの盛況でした。

開会に先立ち、オープニング・アクトとして昨年末亡くなられたベアテ・シロタ・ゴードンさんを偲んで、『映画・日本国憲法』（ジャン・ユンカーマン監督）の一部が上映されました。

最初に、五十嵐仁（法政大学教授）さんから「日本政治の右傾化と憲法の危機」の講演が行われ、ジョークを交えて安倍内閣の右傾化の特徴と危険性が鮮明に解明されました。続いて、松田竹男（大阪市立大学特任教授）さんの「ここが危ない！ 集団的自衛権」の講演で、安倍内閣の集団自衛権容認政策の危険性が明らかにされました。



これらの講演内容や、会場からの質疑応答は、近く「九条の会」事務局から「ブックレット」として発刊される予定です。

当日の主催者の予想を超える聴講者の参集は、今日の情勢に対する危機感（なんとかしなければとの気持ち）の現れと感じました。（代田4丁目・俣野 景彦）

世田谷区内「九条の会」交流集会に参加して

2月17日、三軒茶屋・キャロットタワーで開かれた集会に参加しました。世田谷九条の会は、今年の1月8日に事務局から「今こそ草の根からの「九条の会」の運動を!!」とするアピールを発表し、昨年の総選挙以降強まってきている「改憲」に対する行動の強化を訴えています。この日は、憲法会議・事務局長の平井 正さんから「憲法をめぐる情勢とたたかい」という話を聞き、地域などで活動する九条の会の活動交流をしました。

平井さんは、豊富な資料に基づきながら、民主党政権の崩壊と安倍政権の誕生がもたらした最近の情勢を話された。そして、安倍政権の狙う改憲のシナリオを、まずは、集団的自衛権や武器三原則などの解釈の変更による方向から、「96条改正」論議へと進め、最終的なたくらみは、9条の明文改憲、だと指摘された。この裏には、2005年1月に出版された日本経団連の「わが国の基本問題を考える」提言や、昨年8月の米戦略国際研究所の「米日同盟：アジアの安定を支える」（いわゆるアーミテージ報告）などによる財界やアメリカの強い要求があるとされた。

その後、各地域の九条の会から、最近の活動の様子や今後の進め方などが話されました。多くの経験が生まれていますが、世田谷の中でも、地域の会がまだできていないところも多く、草の根での活動を進める上では、重要な課題だと思いました。（代田2丁目・伊東 宏）

～ 私たちが住み、暮らし、働いているまち 代田で、
「日本国憲法第9条」をまもり、活かす活動をすすめましょう ～

代田・九条の会主催の行事

4月7日(日) 午前10時半～ **せたがや平和資料室見学**

区立玉川小学校内(世田谷区中町2-29-1)

東急・大井町線・上野毛駅に集合(徒歩6分ほど)

展
示
内
容

1. 戦時下の日本の社会
2. 東京大空襲
3. 学童集団疎開
4. 戦時下の区民の暮らし
5. 戦後のあゆみ
- など

憲法記念のつどい 5月11日(土) 午後1時半～

講演: 「憲法9条の新たな危機に抗して」(仮題)
川村 俊夫 さん(九条の会・事務局、憲法会議代表幹事)

挨拶: 諏訪 鋭一郎 さん(下北沢教会・牧師)

朗読: 「人が人として生きるために ～日本国憲法を詠む～」
大原 穰子 さんと朗読サークル・ポエムのみなさん

会場 日本ナザレン教団下北沢教会 世田谷区代田6-7-21
(下北沢駅・下車・西口より北へ・徒歩約5分)

代田・九条の会: 主催 代沢九条の会/九条の会・まつざわ: 共催

集 会 等 の 紹 介

4月6日(土) 午後2時～4時 世田谷・九条の会学習会

講演: 新しい局面を迎えた日本の政治・経済と憲法
二宮 厚美氏(神戸大学名誉教授)

参加費: 500円

会場 三茶しゃれなード・ホール(三軒茶屋分庁舎5階)

連絡先 世田谷・九条の会事務局(電話 03-6413-9547/FAX 03-6413-9548)

5月3日(金) 午後1時～ **5・3 憲法集会&銀座パレード 2013**

講演: アイリーン・美緒子・スミスさん、加藤裕さん、
福島みずほさん、志位和夫さん

会場: 日比谷公会堂 主催: 2013年5・3憲法集会実行委員会

日本国憲法

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2. 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。



お願い: ニュースの原稿を募集しています。400字位で、お近くの世話人までお寄せください。
また、活動費用に充てるためのカンパをお願いします。